

『新勅撰集』の一傾向

『新勅撰集』の編纂方針は、当時の複雑な政治情勢や京都歌壇の動向によっていちじるしく左右されたといわれている。事実、本集に採られた歌人とその歌数とにそれが強く反映している。いったい、勅撰集撰述の場合、いかなる作者のいかなる詠歌を入集せしめるかということは、『古今集』以来撰者の重要な関心事の一つであり、そこに多少の利害関係が作用することはままたまあるところであって、とくに『新勅撰集』における事新しき現象ではない。それにもかかわらず、越部禪尼（俊成卿女）が痛烈な批難を浴びせたのは、当時の政治状況からいってまことにやむを得ないことであつたにせよ、撰歌の上に撰者の情実があまりにも露骨に顯われているからにほかならない。それをこの小論において実証したいと思つてのである。

はじめに

『新勅撰集』に見える作者は、岩波文庫本によると都合三九一名を算する。いづれも定家の好尚に適つたものといひ得ようが、特にこの集においてはじめて勅撰作者に列した人々の上に彼の好みがよくあきらかに示されているように思われる。そこで、これらの歌人を巻第一から列挙すれば、次のようになる（※印を付した作者は撰集当時故人であつたか、あるいはそのように推定される者を示す）。

巻第一（春歌上） 院（後堀河院） 按察使隆衡 内大臣（実
 朝） 氏） *鎌倉右大臣（実朝） 権大納言家長
 前関白（道家） 藤原成宗 関白左大臣
 前関白（道家） 藤原成宗 関白左大臣
 （教実） *典侍因子 中宮少将
 藤原教兼 *中納言実隆 右衛門督為家 藤
 原隆祐 中宮但馬 大納言定通 藤原信実

西畑 実

1

入道二品親王道助

卷第三(夏歌) ※前左近中将資盛 春宮權大夫良実 藤原光

卷第四(秋歌上)

藤原資季 菅原在良 權中納言伊実 藤原

卷第五(秋歌下)

※選子内親王家宰相 左近中将伊平 權大僧

卷第六(冬歌)

※大伴池主 九条太政大臣(信長) 平經正

卷第七(賀歌)

權大僧都良算 權大納言信家 權中納言頼

卷第八(羈旅歌)

額田王 弁基法師 藤原親繼 藤原兼高

卷第九(神祇歌)

※中納言當時 中納言維時 橘仲遠 祝部忠

卷第十(釈教歌)

※弘法大師 千觀法師 大僧正親修 大僧都
深觀 大僧都明尊 法印慶忠 鑿也法師
信生法師 殷富門院新中納言 後白河院京
極 高弁上人

卷第十一(恋歌一)

平重時 中宮昌胤 大僧言武敏 藤原實

卷第十二(恋歌二)

※とばりあげの女王 広河女王 源有長 前

卷第十三(恋歌三)

藤原永光 重建礼門院 右京大夫 平忠度

卷第十四(恋歌四)

※式部卿敦慶親王家大和 藤原恒興女 宗長

卷第十五(恋歌五)

藤原重頼女 從三位顯兼 津守経国 淨意

卷第十六(雜歌一)

源信定 行念法師 待從具定 前大納言光

卷第十七(雜歌二)

法印聖覚 藤原宗経 法印行賢 上西門院

武蔵 權大僧都経円 荒木田成長 平行盛
※從一位麗子
卷第十八(雜歌三) ※從一位倫子 天曆中宮(安子) 大納言師
氏女 一条左大臣室 左近中将雅清 堀河
院讚岐典侍 平信繁法印円経 法印昭清
※中院右大臣家夕霧
卷第十九(雜歌四) 寂身法師 源有教 平政村
卷第二十(雜歌五) 源有仲 鴨光兼 橘広房 大僧正親敵
これら百二十八名にのぼる歌人のうち、故人を除いた作者の顔触
れを見ると、時の権門九条・西園寺両家の縁故者がきわめて多く、
また、鎌倉幕府の要路者の名も目を惹く。権門の人々には、九条家

に道家、教実、良実があり、西園寺家に公経、実氏、実有がいる。さらに、両家の外戚たる四条隆衡、隆親、一条頼氏も挙げられる。定家自身西園寺家と姻戚関係にあり、しかも、もと九条家の家司を勤めていたから、両家との結びつきは強靱だといえよう。定家の晩年において官位しきりに昇進したのは、承久の変に伴う両権門の抬頭を背景とするものであった。定家が『新勅撰集』にこの二大勢家に繋がる人々の詠歌を多く採録したのはかかる事情によるものといわれている。ことに、『新古今集』においては、十首しか採られなかった公経の歌がこの集では二躍三倍に増大し、その子実氏の作まで十七首も入集しているのは、実氏が定家の門下であったにせよ、政治的配慮の結果といわざるを得ない。良実・実有の歌を一首のみではあるが採録しているのも、かれらが権門の子息であったからである。

2

鎌倉幕府関係者では、実朝をはじめとして、泰時、重時、政村、行念、真昭らの北条一門、後藤基綱および宇都宮蓮生、信生らの幕臣がいる。かれらはおおむね幕府の枢機に参与していた。実朝、行念、真昭は定家の門に学ぶところであり、宇都宮家は御子左家と縁続きである。こうした関係を辿れば、これらの鎌倉武士といえども、定家と何らかの意味で結ばれていたことが認められるであろう。ここに、京都政権に対立する鎌倉幕府の麾下にある武士の作品

がはじめて勅撰集に採られるに至る。すなわち、前代の勅撰集にはまったく見られなかった新しい階級的地盤に立つ武士がはなばなしく登場して来たのである。こういう意味において、『新勅撰集』はまさに画期的な勅撰集といえよう。かように定家が鎌倉武士の歌を比較的多く採用したのは、関東勢力に阿附したためであるとの世上の物議を招いたが、それを以って定家の態度を非難するのは多少酷だといわなければならない。鎌倉政権に媚態を呈したのは定家ひとりに限ったことではない。京都における最高の権力者であった道家、公経ですら幕府の意を迎えることに汲々としていたのである。『増鏡』や『明月記』に散見する両権門の豪奢な生活も関東の庇護あればこそであった。つまり、その経済生活の基盤をなす荘園に対する幕府の保護が、それと繋りの深い上層貴族に対してはほ充分に行なわれたからである。権門ですらかくのごとき状態であるから、まして中層貴族階級に属する定家が、自己の所領を地頭、荘官の侵害から衛るためには、権門頼むに足らずとならば、鎌倉幕府に積極的に接近せざるを得なかったのである。その手段として、定家は家の芸たる和歌の道を利用した。それが『新勅撰集』初出作者総歌数の十五パーセント強を占める鎌倉武士の進出となって現われたと思われる。かく定家はさまざまな政治的掣肘を蒙りながら撰歌せざるを得なかったのであるが、自分の風尚に合致しない歌は、権門の子弟であれ、当世の好士であれ、たとえ庇護者の推挽があったにせよ、採っていないのである。

3

「新勅撰集」には九条大納言基家の歌が一首も採録されていない。基家は道家の弟だから、定家にとっては主筋にあたる。しかるに、定家は、

彼御風体物非愚意所存之間、不通達其心、力不及之由（『明月記』天福元年七月十六日）

をもつて入れていないのである。なお、『井蛙抄』によれば、基家の歌を入れしむべく道家が大いに斡旋の勞をとっているのであるが、やはり同様な理由でこれを退けている。

また、『明月記』天福元年二月七日の条に、

東乃中務尉と云武士來門前、付家長朝臣書状、（中略）或説

云、其手跡歌風体奉似九条大納言云々好士

という記事がある。東中務尉という人は、『東鑑』によると、東胤行のことで実朝の寵臣であり、その死後剃髪して素還と号したのであるが、その名は『新勅撰集』に見えない。定家が忌諱したのは、おそらく「歌風体奉似九条大納言」の故であろう。このように、4 採録された作品は、定家の歌風体と類似した作品を採録し、その歌風体と異なる作品を採録しないという方針が、定家の歌風体に対する態度を明らかにしている。このように定家が飽くまでも採録を肯じなかった基家の歌の風体はいかようなものであったであろうか。残された作品によってこれを推すに、その歌は珍しくおかしき風情を先として、優にやさしき

情趣に乏しく、作品内容の比較的空疎な、鎖末な技巧に陥ったのが多いのである。基家の自讃歌たる、

明けがたのあまのとわたる月影にうき人さへや衣うつらむ

にせよ、定家のよしとした、

なきぬべき夕べの空を郭公またれんとてやつれなかるらむ

にせよ、一ふしおもしろき趣向が目だつて余情味を欠いている。これらの作を見ると、基家の歌風は、どちらかといえ、六条家のそれに近いといえるのではあるまいか。定家が後鳥羽院の知遇を得る

まえに、六条家の顕昭、季経らと猛烈に軋り合ったことは『明月記』に詳細に記述せられているとおりであるが、かれらに対する輕

侮の念は、

於顕昭季経等者又不可分別之（『明月記』天福元年七月三十日）

のように、晩年に至っても毫も衰えを見せていない。『新勅撰集』

に六条家系統の歌人の作を採ることの少ないのがそれを何よりも雄

弁に物語つていよう。六条家の出でありながら定家と親交があった

らしい有家の詠すらわずか四首しか入れていない。ただし、大宮三

位知家は顕家の子であるが、父が不堪であったため定家に取り立て

られ、その家説まで受けたほどだから、むしろ歌風は御子左家系統

の歌人に準ずると見てもよいように思われる。かような例外も存す

るけれども、定家の六条家の人々の歌風に対する蔑視は動かぬところ

であり、従つて、その風体に近似した基家ならびに胤行の歌を定

家が本能的に嫌悪したことは充分考えられる。しかしながら、基家

の歌が『新勅撰集』に採録せられなかった訳はそれのみではなく、

その根はもつと深いところであったのである。

5

もともと定家は基家に対してあまりいい感情をもっていなかったらしい。たとえば、安貞元年三月十七日基家が自邸で当座百首を催したことにについて、

宰相来、一昨日於大納言殿詠百首云々、主人、信実家長、清定、定見善事也〔明月記〕安貞元年三月十九日

と述べ、また、寛喜二年殿下百首会に際して、基家が領状を出すのを怠つたらしいのに対し、

大納言殿、以御書可被申由蒙仰又御領意歟〔明月記〕寛喜二年六月二十一日

と悪声を放っている。かように定家がこの人のことをよく言わないのは、基家が歌壇の一方の雄であり、定家の一統を主流派と見做すならば、いわば、反主流派の旗幟を翻していたためかもしれない。『壬三集』や『郁芳三品集』には基家の催した歌合、歌会がかなり見えている。しかし、定家は権大納言家五首和歌会〔郁芳三品集〕によれば貞応三年正月、三十首和歌会〔嘉禄元年三月二十九日披露〕ならびに数度の連歌会に参加しているけれども、他の歌人のように頻繁には加わっていないのである。こうした催しにすすんで出席しているのは、家隆、隆祐、範宗など、承久の乱を契機として失意の境涯に沈淪した人々であった。家隆が後鳥羽院の隠岐配流後も終始節をまげず、絶えず院に消息を差上げていたが、天福元年七月

には、遠所の勅定によって三十六人の歌を撰んでいた。さらに、八月に至り基家はこの三十六人の真影を信実を描かせ、後鳥羽院に進上した。基家が院に接近したのは、自己の官位の滞滞にまつる道家への不満からであろう。あるいは、自己に冷淡な定家に対する反感も手伝っていたかと思われる。後鳥羽院より勅書を賜わったり、遠所十首歌合〔嘉禎二年七月〕に歌を召されたりしているところを見ると、基家と院とはかなり親しい関係にあったと認められる。さらぬだに世上の風聞に神経を尖らしていた定家にとって、かかる基家の態度は不快きわまるものであったに違いない。『新勅撰集』に基家の歌が採られていないのは、かような事情が伏在していたのではあるまいか。

6

以上は権門勢家の場合であるが、定家と交遊関係のあった歌人、すなわち、定家周辺の歌人にあつてはいかがであらうか。定実の交遊者については、すでに村山修一氏がその著『藤原定家』において説かれているごとくであるが、当時、好敵手たる家隆の零落をよそに、九条、西園寺両権門を背景とする定家の歌壇的地位はまさに揺ぎないものであつた。こうした定家の名声を慕って、いわゆる和歌の好士が蝟集するのはごく自然なことである。これらの同好者は定家邸の歌会や連歌会にしばしば招請されており、為家はもとよりのこと、藤原信実、知家、信忠、源家長、家清、橘長政、津守経国、

祝部成茂、高階家仲、法印寛寛などの面々がその常連であった。かかる定家を中心とした数奇者は、おのずから為家とも昵懇の間柄であった。しかも、その大半が為家が寛喜元年に催した百首会に参加しているのである。その作者名を挙げるならば、

為家 家隆 知家 成実 行能 信実 成茂 家長 伊成
 頼氏 光俊 隆祐 孝行 長政 清定 信忠 家清 幸清
 寛寛 公猷 寂因 如願 具定母(俊成卿女) 少将 但馬
 の二十五名である。ところが、これらの好士のうち、伊成、孝行、長政、清定、信忠、家清の六名は「新勅撰集」にその詠が採録されていないのである。これはなぜであろうか。

7

『明月記』の記事より推すと、これには二つの理由が考えられる。一つは作者が不堪能の場合であり、いま一つは重代にあらざる場合である。勅撰作者の資格は前代は知らず、定家においては、「堪能重代好士」(『明月記』寛喜二年六月九日)でなければならなかった。これは権門が歌会を催すに際し、前もって人選を依頼されたとき、定家がいつも口に入っていることである。作者がこの二つを兼ねているときはまず問題はあるまいが、いずれかを闕くような場合合にあっては、定家はいかに処置しているであろうか。

定家は「新勅撰集」の選歌にあたり、諸家集、百首歌、歌合などを資料としたのはもとよりのこと、広く各歌人に歌稿の提出を求め

ている。ことに撰集事業の進捗しつつあった天福年間には、勅撰懇望のため、乞われないのに詠草を定家の許に送りつけたり、あるいは、自身持参する者が跡を絶たなかった。けれども、かかる競望者の名が「新勅撰集」にことごとく見えていない。定家自身「凡競望、千万無尋常歌」(『明月記』天福元年七月十三日)と嘆声を洩らしているのである。定家はかような歌どもの中から、辛うじて日吉忠成、法印円経、法印超清らの作を拾い上げたのであるが、それは「其歌体無狂気、仍加感言」(『明月記』天福元年四月十四日)、「雖非優美各又不可弁也」(天福元年五月十七日)、「事驗頗可謂幽玄」(天福元年七月三日)の理由をもってであった。これらの人々を除き、多くの入選希望者の詠をかくも冷然と退けたのは、定家が厳しい芸術的良心の持主であったことに帰せらるべきであろう。これらは「無尋常歌」や不堪能の作者を入集せしめなかつた場合であるが、なお、次のような事実も見出されるのである。天福元年六月二十六日の「明月記」の記事に

巳時許備後権守有季入道浄意来、其歌依為重代不存忽諸之由、
 日来音信之次答之、本意之由来示之故也、齋院長官有房孫仲也
 というのがある。そして、浄意の歌は一首、有房は二首、有仲も一首、「新勅撰集」に見えている。これは、定家が勅撰集に入るべき作者の資格として、重代たることをきわめて重視していることなるかと思う。これについては、なお、次のような場合をも考え合わせるべきであろう。

定家の門弟の一人に前左馬頭藤原長綱なる人物がいる。「少年初

学」ながら「頗得其骨」（『明月記』安貞元年閏三月二十七日）との感言を与えられている。しかるに、その名は「新勅撰集」中に見えない。歌は尋常であつたであろうが、それが採られていないのは、おおかた非重代のゆえをもつてであらうと考えられるのである。

ここで、前に述べた「為家卿家百首」の作者を顧みることにしよう。そのなかの源孝行は、その父寂因がはやく『千載集』『新古今集』——『新勅撰集』にも採られている——の作者に連なっているから、充分重代の歌人たる資格を有している訳であるにもかかわらず、『新勅撰集』から締出されているのである。して見ると、定家は選歌の際に、ある場合には堪能に、ある場合には重代に重きを置いているようであり、かたがたそれは定家の方寸にあることになる。しからば、堪能、重代ともに欠く作者の場合はどうであらうか。まったく入集を拒否しているであらうか。

寛喜二年六月七日、道家は治承百首の先蹤に倣つて、自家に百首歌を講すべく作者を召したが、その中に左近中将伊平も加えられたのである。伊平は定家に言わせれば、「和歌未得其心」（『明月記』寛喜二年六月九日）、「不知堪否、非重代如何由也」（寛喜二年六月二十一日）の人物であつた。ところが、『新勅撰集』にはわずか一首のみであるが、伊平の歌を採録しているのである。為家の推挙を顧慮したためでもあらうか。『新勅撰集』にはじめて歌を採られ

た群小歌人にも、（未完）

西畑教授略年譜

昭和九年二月二十四日、西畑豊・富美子の長男として岡山市

昭和二十七年三月、兵庫県立芦屋高校卒業。

昭和二十九年三月、関西学院大学経済学部入学。

昭和三十三年三月、神戸大学文学専攻科（国文学専攻）卒業。

昭和三十四年三月、神戸大学文学専攻科退学。

昭和三十七年三月、大阪大学大学院文学研究科修士課程修了。

昭和四十年三月、大阪大学大学院文学研究科博士課程単位修得。

昭和四十二年三月、大阪城南女子短大退職。

四月、大阪樟蔭女子大学助教授（学芸学部国文学科）。

四月、大阪樟蔭女子大学専任講師。

十一月、歌誌「白珠」同人となる。

昭和四十四年 三月、第一歌集『風速計』（短歌研究社）刊行。
 昭和四十七年 九月、第二歌集『流氓』（短歌研究社）刊行。
 昭和五十一年 四月、大阪樟蔭女子大学教授。
 昭和五十二年 一月、博之と改名。

八月、第三歌集『双鱼宮』（短歌新聞社）刊行。
 九月二十九日、逝去。法名、素光院文苑博周居士。

西畑教授論文目録

- 38・6 宮内卿と本歌取り 『文庫』第7号
 7 俊成卿女の歌 『文庫』第8号
 39・1 藤原秀能の歌 『白珠』19卷1号
 7 表現から見た家隆の歌風 『白珠』19卷7号
 8 源通光関係の歌合について 『文庫』第11号
 40・3 「新勅撰集」雑四の配列について 『語文』第25輯（大阪大学）
 7 後鳥羽院の歌風とその展開 『白珠』20卷7号
 10 俊成卿女の表現様式 『白珠』20卷10号
 11 書評『日本詩歌の正統』 『樟蔭国文学』第3号
 41・7 謡曲における引歌様式―禅竹関係の能を中心に― 『大阪城南女子短期大学研究紀要』第1巻
 9 藤原良経の歌 『白珠』21卷9号
 11 謡曲における引き歌―信光の能を中心に― 『樟蔭国文学』第4号
 42・1 安田章生論 『白珠』22卷1号
 5 式子内親王論 『大阪城南女子短期大学研究紀要』第2巻
 11 西行の本歌取り 『樟蔭国文学』第5号
 43・8 知性に訴える短歌 『短歌新聞』179号
 11 信光の能と漢詩 『樟蔭国文学』第6号
 44・6 「新勅撰集」における万葉歌について 『大阪城南女子短期大学研究紀要』第4巻
 11 後鳥羽院 『大阪樟蔭女子大学論集』第7号
 45・3 番外謡曲引詩考 『樟蔭国文学』第7号
 3 資料紹介・大西家蔵番外謡本について 『樟蔭国文学』第7号
 5 番外謡曲引歌考（一）勅撰集を中心に― 『大阪城南女子短期大学研究紀要』第5巻
 11 藤原家隆の本歌取りに関する調査と研究（一）第一部家隆の本歌取り一覧（上） 『大阪樟蔭女子大学論集』第8号
 46・3 資料紹介・大西家蔵番外謡本（一） 『樟蔭国文学』第8号
 47・3 「新勅撰集」四季部の題について 『樟蔭国文学』第9号
 3 資料紹介・大西家蔵番外謡本（二） 『樟蔭国文学』第9号
 11 武家歌人の系譜―鎌倉幕府関係者をを中心に― 『大阪樟蔭女子大学論集』第10号
 48・3 新勅撰集と本歌取り 『樟蔭国文学』第10号
 3 資料紹介・大西家蔵番外謡本（四） 『樟蔭国文学』第10号
 3 古今集から学ぶもの 『短歌公論』56号

